

株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

虹 技 株 式 会 社

代表取締役社長 山 本 幹 雄

第114回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第114回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）

2. 場 所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

1. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第114期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件 |

4. その他株主総会招集に関する事項

法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kogi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の業務の適正を確保するための体制および運用状況の概要
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kogi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎本定時株主総会におきましては、当社役員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の拡大や雇用・所得環境の改善が継続し、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況のもとで当社グループは、『1. 社会における「信頼」の創造』、『2. 社内における「相互信頼」の醸成と「自立人」の育成』、『3. 新たな領域への挑戦』を柱とする第5次3カ年計画(2016年～2018年度)を推進し、国内事業の基盤強化に努めてまいりました。

また、海外事業においても、中国の天津虹岡鑄鋼有限公司および南通虹岡鑄鋼有限公司において事業の拡大を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高240億1千3百万円(前期 229億4千2百万円)と前期比4.7%の増加となりました。

損益面につきましては、国内事業の鑄物関連事業およびその他の事業は総じて堅調に推移しましたが、海外事業の天津虹岡鑄鋼有限公司の稼働率低下や原材料価格高騰分の価格転嫁に苦戦し、営業利益12億8千4百万円(前期 13億3千5百万円)、経常利益13億円(前期 13億3千6百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益7億3千4百万円(前期 6億5千7百万円)となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

① 鑄物関連事業

鑄型は、エネルギー関連の低迷で、鍛鋼、厚板用大型鑄型の需要は減少しましたが、自動車、航空機向けの特種鋼用鑄型が好調で、売上高は、前期並みで推移しました。ロールは、国内高炉メーカー向け需要は回復したものの、電炉メーカー向け需要が伸び悩み、売上高は、前期並みで推移しました。自動車用プレス金型鑄物は、海外自動車メーカー向け案件の受注により、売上高は、前期を上回りました。大型産業機械用鑄物は、工作機械、鍛圧機向けが好調で、売上高は、前期を上回りました。小型鑄物は、機械鑄物が好調で、売上高は、前期を上回りました。デンスバーは、年度末に国内在庫調整の影響があったものの、第3四半期まで建設機械向けを中心に主要顧客先の需要が好調で、売上高は、前期を上回りました。中国国内で自動車用プレス金型鑄物の生産・販売を手がける天津虹岡鑄鋼有限

会社は、第1四半期における現地環境規制強化による稼働率の低下が影響し、売上高は前期を下回りました。南通虹岡鑄鋼有限公司は、好調に推移し、その結果、海外事業トータルでは、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は197億2千5百万円（前期 174億3百万円）、経常利益は、10億2千4百万円（前期 11億8百万円）となりました。

② 機械関連事業

送風機は、鉄鋼、化学、環境関連の大口案件があり、売上高は、前期を上回りました。環境・省エネ商品のトランスベクターは、半導体関連向け需要が好調で、売上高は、前期を上回りました。KCカーボンセラミックスは、アルミ関連向け需要が堅調でしたが、銅関連向け需要が伸び悩み、売上高は、前期並みで推移しました。KCメタルファイバーは、自動車向け需要が低水準にあり、売上高は、前期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は、23億円（前期 22億7千6百万円）、経常利益は、2億1千5百万円（前期 2億5百万円）となりました。

③ 環境関連事業

環境装置事業は、大型案件の工事進行基準による売上対象が昨年の3件から本年は2件となり、売上高は、前期を大きく下回りました。

この結果、当事業の売上高は、19億8千7百万円（前期 32億6千2百万円）、経常利益は、2億5千2百万円（前期 2億8千3百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は総額で12億8千万円となりました。

当連結会計年度中に完成した設備、継続中の設備で特記すべきものはありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金および運転資金につきましては、自己資金と借入金をもって充たいたしました。

(4) 対処すべき課題

素形材を主力とする当社グループの経営環境は、国内鋳物事業市場の成熟化が進むなか、競合の激化、事業環境の急激な変化など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

また、中国国内で自動車用プレス金型鋳物の生産・販売を手がけている海外子会社は、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速懸念も残り、依然として不安定な状況が続くものと予想されます。

こうしたなか、当社グループの一人ひとりが同じベクトルのもと一丸となって、企業の継続的発展を図るため、2019年度を初年度とする「第6次3カ年計画」は、キーワード『誇り』を合言葉とし、以下のような取組みを進めてまいります。

①社会に誇れる企業を目指して

イ. コンプライアンスを重視した経営活動の遂行

社会に誇れる企業として安全を最優先とし、法令を遵守した経営活動を行う。あわせて環境・安全面に配慮した設備改善等を継続的に進めていく。

ロ. 誇れる商品、誇れるサービスをお客様に

お客様にとってより良い商品・サービスを提供するとともに、その信頼に応えるため、品質管理体制の更なる充実を図る。

②従業員一人ひとりが輝き誇れる企業に

イ. 風土改革活動の継続

従業員一人ひとりが、虹技で働くことを誇りに思う一体感のある風土作りを進めていく。

ロ. 人材の育成

虹技社員として、誇りをもって行動するべく人材教育に注力する。

③誇れる未来を創造するために

イ. 既存事業の収益構造の改革

全ての事業において将来性を見極め、ビジネスプロセス変革による生産性の向上等、取り組むべき課題の明確化を行い、より収益をあげるべく収益構造の改革を実施する。

ロ. 新たな分野、製品への取組み

既存事業の充実に加え、たえず新しい分野の開拓、新しい製品の開発に取り組み、世に出すことによって社会の発展に貢献する。

ハ. 財務体質の更なる強化

経営環境の波に対して抵抗力のある財務体質を構築する。

こうした企業体質の強化に向けた活動をグループの総力を挙げて推し進め、より一層の企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第111期 (2016年3月期)	第112期 (2017年3月期)	第113期 (2018年3月期)	第114期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売 上 高 (百万円)	19,316	19,772	22,942	24,013
経 常 利 益 (百万円)	1,216	1,822	1,336	1,300
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	540	370	657	734
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	163円58銭	112円17銭	198円64銭	221円52銭
総 資 産 (百万円)	20,996	23,970	29,256	28,563
純 資 産 (百万円)	10,505	11,545	12,718	12,955

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。第111期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
虹技サービス株式会社	10 ^{百万円}	100%	サービス業
南通虹岡鑄鋼有限公司	1,642 (1,500万US\$)	51	金属製品の製造販売
天津虹岡鑄鋼有限公司	871 (800万US\$)	51	金属製品の製造販売

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業の内容
鋳物関連事業	鉄鋼圧延用ロール・鋼塊用鋳型・自動車用金型鋳物・デンスパー(連続鋳造鋳物材)・一般鋳物製品等の製造および販売
機械関連事業	機械製品等の製造および販売・ソーラー売電
環境関連事業	環境関連装置・機器等の製造および販売 土木・建設工事の請負

(8) 主要な営業所および工場

① 当社

本社	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
支社	東京(東京都港区)
営業所	名古屋(愛知県名古屋市)、北陸(石川県金沢市)、北九州(福岡県北九州市)
工場	姫路東工場(兵庫県姫路市)、姫路西工場(兵庫県姫路市)

② 子会社

虹技サービス株式会社	兵庫県姫路市
南通虹岡鋳鋼有限公司	中国 江蘇省 南通市
天津虹岡鋳鋼有限公司	中国 天津市

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減
799名	27名減

(注) 従業員数は企業集団の就業人員で、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,318 百万円
株式会社りそな銀行	888
株式会社三菱UFJ銀行	1,700

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,362,163 株 (自己株式47,700株を含む)
- (3) 株主数 2,775 名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
住友生命保険相互会社	190 ^{千株}	5.7 %
虹技取引先持株会	159	4.8
株式会社三井住友銀行	148	4.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	110	3.3
株式会社りそな銀行	105	3.2
株式会社神戸製鋼所	90	2.7
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	75	2.3
株式会社三菱UFJ銀行	70	2.1
三井住友信託銀行株式会社	60	1.8
堀田純子	56	1.7

(注) 持株比率は自己株式(47,700株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) **当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況**
該当事項はありません。
- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況**
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 幹 雄	経理部長および総務部、人事部、防災管理室、 環境安全管理部、 情報システムグループ担当 機能材料部長および開発部、技術部、 ソーラー事業グループ担当 海外事業部長 資材部長兼機械事業部長および 環境装置事業部担当 岩崎公認会計士・税理士事務所所長 多木化学株式会社社外監査役 株式会社山陽百貨店社外監査役 公認会計士松山康二事務所代表
常務取締役	谷 岡 宗	
取 締 役	西 川 進	
取 締 役	松 本 智 汎	
取 締 役	水 田 敏 弘	
取 締 役	岩 崎 和 文	
監 査 役 (常 勤)	日 置 善 弘	
監 査 役	鈴 木 克 明	
監 査 役	松 山 康 二	

- (注) 1. 取締役 岩崎和文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役 日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役 松山康二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は取締役 岩崎和文氏および監査役 日置善弘氏、鈴木克明氏、松山康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
谷 岡 宗	常務取締役 経理部長および総務部、 人事部、情報システム グループ担当	常務取締役 経理部長および総務部、 人事部、防災管理室、 環境安全管理部、情報シ ステムグループ担当	2018年 4月1日付
西 川 進	常務取締役 開発部長兼新素材部長お よび技術部、ソーラー事 業グループ担当	取締役 機能材料部長および開発 部、技術部、ソーラー事 業グループ担当	2018年 4月1日付

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 名 (1)	103 百万円 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (3)	23 (23)
合 計	9	126

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等の額は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額144百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
4. 報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額14百万円（取締役（社外取締役を除く）1名）を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の状況	当社との関係
社外取締役	岩崎和文	岩崎公認会計士 ・税理士事務所	所長	特別の関係はありません。
		多木化学株式会社	社外監査役	特別の関係はありません。
		株式会社 山陽百貨店	社外監査役	特別の関係はありません。
社外監査役	松山康二	公認会計士 松山康二事務所	代表	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 崎 和 文	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	日 置 善 弘	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	鈴 木 克 明	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
監 査 役	松 山 康 二	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また、監査役会13回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日付でEY新日本有限責任監査法人に名称変更しております。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24 ^{百万円}
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	24

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、および報酬見積り算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社南通虹岡鑄鋼有限公司および天津虹岡鑄鋼有限公司は、当社の会計監査人以外の会計士事務所（中国における当該資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。
2. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	16,502	流 動 負 債	11,325
現金及び預金	1,892	支払手形及び買掛金	4,377
受取手形及び売掛金	9,076	短期借入金	4,040
電子記録債権	1,979	未払金	1,844
商品及び製品	1,129	未払法人税等	264
仕掛品	1,244	賞与引当金	300
原材料及び貯蔵品	826	その他	496
その他	410	固 定 負 債	4,283
貸倒引当金	△56	長期借入金	3,908
固 定 資 産	12,060	繰延税金負債	175
有 形 固 定 資 産	9,574	未払役員退職慰労金	9
建物及び構築物	2,916	退職給付に係る負債	174
機械装置及び運搬具	4,155	その他	14
工具、器具及び備品	1,001	負 債 合 計	15,608
土地	1,220	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	281	株 主 資 本	9,826
無 形 固 定 資 産	230	資本金	2,002
投 資 そ の 他 の 資 産	2,255	資本剰余金	602
投資有価証券	2,086	利益剰余金	7,277
長期貸付金	1	自己株式	△55
退職給付に係る資産	82	その他の包括利益累計額	580
その他	85	その他有価証券評価差額金	500
貸倒引当金	△0	繰延ヘッジ損益	△5
資 産 合 計	28,563	為替換算調整勘定	155
		退職給付に係る調整累計額	△70
		非支配株主持分	2,547
		純 資 産 合 計	12,955
		負 債 純 資 産 合 計	28,563

連 結 損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		24,013
売 上 原 価		19,940
売 上 総 利 益		4,073
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,788
営 業 利 益		1,284
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	52	
そ の 他	242	295
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	156	
そ の 他	123	279
経 常 利 益		1,300
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金	3	3
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	36	
固 定 資 産 圧 縮 損	3	40
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,264
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	358	
法 人 税 等 調 整 額	23	382
当 期 純 利 益		882
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		147
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		734

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,619	流動負債	9,210
現金及び預金	1,729	支払手形	1,330
受取手形	573	買掛金	2,541
電子記録債権	1,377	短期借入金	2,739
売掛金	4,940	未払金	1,206
商品及び製品	1,129	未払法人税等	264
仕掛品	1,098	未払消費税等	130
原材料及び貯蔵品	588	未払費用	178
前払費用	13	賞与引当金	240
その他	169	設備関係未払金	552
貸倒引当金	△1	その他	25
固定資産	9,889	固定負債	3,047
有形固定資産	6,236	長期借入金	2,745
建物	1,098	繰延税金負債	104
構築物	350	退職給付引当金	173
機械及び装置	2,630	未払役員退職慰労金	9
車両運搬具	20	その他	14
工具、器具及び備品	711	負債合計	12,258
土地	1,220	(純資産の部)	
建設仮勘定	204	株主資本	8,755
無形固定資産	6	資本金	2,002
ソフトウェア	4	資本剰余金	602
その他	1	資本準備金	602
投資その他の資産	3,646	利益剰余金	6,205
投資有価証券	2,085	利益準備金	375
関係会社株式	1,292	その他利益剰余金	5,830
長期貸付金	1	配当平均積立金	68
前払年金費用	182	別途積立金	578
その他	85	繰越利益剰余金	5,184
貸倒引当金	△0	自己株式	△55
資産合計	21,509	評価・換算差額等	495
		その他有価証券評価差額金	500
		繰延ヘッジ損益	△5
		純資産合計	9,250
		負債純資産合計	21,509

損 益 計 算 書

(2018年 4 月 1 日から
2019年 3 月 31 日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		17,470
売 上 原 価		14,673
売 上 総 利 益		2,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,904
営 業 利 益		892
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	83	
そ の 他	117	200
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	46	
そ の 他	79	126
経 常 利 益		966
特 別 利 益		
国 庫 補 助 金	3	3
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	36	
固 定 資 産 圧 縮 損	3	40
税 引 前 当 期 純 利 益		930
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	299	
法 人 税 等 調 整 額	11	310
当 期 純 利 益		620

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、虹技株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 廣田 壽 俊 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 西野 尚 弥 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、虹技株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、監査役会で審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

虹 技 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役(社外監査役) 日 置 善 弘 ㊟

監 査 役(社外監査役) 鈴 木 克 明 ㊟

監 査 役(社外監査役) 松 山 康 二 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第114期期末配当）に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、事業業績に応じた安定的な配当を継続的に実施していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の業績ならびに当社を取りまく環境を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき50円 総額 165,723,150円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) また、現行定款において規定する監査役の責任免除に関する規定につきましては、監査等委員会設置会社への移行後もその効力を維持することができるよう、附則に経過的な措置を新設するものであります。
- (3) 上記の変更に伴う条数の整備等や、その他の文言の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本株主総会の終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、8名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定めることができる</u>。</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の中から、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u> の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定することができる</u>。</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第24条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u> の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法) 第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第25条～第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> 第29条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(取締役会の決議の方法) 第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第29条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である<u>もの</u>を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p> <p>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(削除) (削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>(選任方法)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。</u></p>	(削除)

現行定款	変更案
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(報酬等)</u> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の実任免除)</u> <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 <u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>(監査等委員会規程)</u> <u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
(新設)	<u>(常勤の監査等委員)</u> <u>第32条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	<u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
第6章 計算 第38条～第40条 (条文省略)	第6章 計算 第34条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>附則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
(新設)	<u>当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	やまもと みき お 山本 幹 雄 (1959年7月1日生)	1982年4月 当社入社 2008年4月 大型鋳物事業部長 2011年6月 執行役員東京支社長 2015年6月 当社取締役 2016年4月 鋳物部門統括および風土改革担当 2017年2月 当社代表取締役社長（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年2月から代表取締役社長に就任。経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,200株
2	たに おか つかさ 谷岡 宗 (1960年4月8日生)	1984年4月 当社入社 2006年4月 経理部長 2009年6月 執行役員経理部長 2011年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現在） 2019年4月 経理部長および総務部、人事部、経営企画部、環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 財務部門、管理部門、電算部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年6月から常務取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	まつもとともひろ 松本智汎 (1944年12月29日生)	1963年3月 当社入社 2008年6月 執行役員大型鋳物事業部および 中国統括部長 2013年6月 当社取締役（現在） 2018年4月 海外事業部長（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 国内鋳物製造部門、海外事業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2013年6月から取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	14,800株
4	みずたとしひろ 水田敏弘 (1952年6月13日生)	1975年4月 当社入社 2007年4月 機械事業部長兼同送風機 営業グループリーダー 2008年6月 執行役員機械事業部長 2013年6月 資材部長兼機械事業部および 環境装置事業部統括部長 2016年4月 資材部長兼機械事業部長および 環境装置事業部統括部長 2017年6月 当社取締役（現在） 2019年4月 資材部、技術部、機械事業部、 環境装置事業部、 ソーラー事業グループ担当（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門、購買部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年6月から取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,500株
※5	かたぎりやすはる 片桐康晴 (1965年2月5日生)	1988年11月 当社入社 2011年4月 デンスバー事業部長 2015年1月 執行役員デンスバー事業部長 2019年4月 デンスバー事業部、機能材料部、 開発部統括（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、取締役就任により、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	1,800株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
※1	ひ おき よし ひろ 日 置 善 弘 (1953年11月27日生)	1979年4月 新日本製鐵株式会社 (現日本製鐵株式会社) 入社 2002年2月 同社広畑製鐵所 薄板工場長 2006年4月 同社大阪支店 副支店長 2010年10月 同社本社 薄板事業部 部長 2011年8月 同社本社 武漢ブリキプロジェクト班 部長 2011年12月 武鋼新日鉄(武漢)ブリキ有限公司へ出向 2015年6月 当社社外監査役(現在) 〔社外取締役候補者とした理由〕 当社と同業の大手鉄鋼業の出身であり、従前の企業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行いただいております。監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	200株
※2	すず き よし あき 鈴 木 克 明 (1952年5月26日生)	1977年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2000年4月 同社鉄鋼カンパニー 鑄鍛鋼事業部 鑄鍛鋼工場製造部長 2003年4月 同社鉄鋼部門 鑄鍛鋼事業部 鑄鍛鋼工場技術部長 2004年4月 同社鉄鋼部門 鑄鍛鋼事業部 鑄鍛鋼工場長 2006年4月 神鋼検査サービス株式会社出向 理事 検査サービス本部副本部長 2007年6月 同社取締役 検査サービス本部副本部長 2011年6月 同社常務取締役 検査サービス本部長 2014年6月 同社顧問 2015年6月 当社社外監査役(現在) 〔社外取締役候補者とした理由〕 当社と同業の大手鉄鋼業の出身であり、従前の企業で培った業界における専門的な知見とコンプライアンスの観点から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行いただいております。監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
※3	まつ やま やす じ 松 山 康 二 (1948年3月3日生)	<p>1976年11月 監査法人大成会計社(現E Y新日本有限責任監査法人) 入所</p> <p>1980年4月 公認会計士登録</p> <p>2005年7月 新日本監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) シニアパートナー</p> <p>2007年4月 公立大学法人兵庫県立大学会計研究科 特任教授</p> <p>2010年6月 新日本有限責任監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) 退所</p> <p>2010年7月 公認会計士松山康二事務所開設(現在)</p> <p>2015年6月 当社社外監査役(現在)</p> <p>[社外取締役候補者とした理由]</p> <p>過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、財務および会計に関する高度な専門的知識を有して長く大手監査法人等の業務に携わり、その豊富な経験と幅広い知見から、2015年6月より当社社外監査役として職務を適切に遂行いただいております、監査等委員として職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	200株

- (注) 1. ※印は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏の3氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、3氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏の3氏は、現在当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、3氏とも本株主総会の終結の時をもって4年となります。
5. 当社は、日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、3氏の選任が承認された場合、当該契約と同内容の契約を締結する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会において、年額1億4千4百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まない。）とご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額1億4千4百万円以内に設定し、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることをお願いするものであります。

なお、報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まないものといたします。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が承認可決されまると、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢および諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額30百万円以内に設定し、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることをお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認可決されまると、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）に関する報酬は、2017年6月28日開催の第112回定時株主総会において、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会でご承認いただいた年額1億4千4百万円（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与等は含まない。）を上限とする範囲内とする旨ご承認いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の年額1億4千4百万円を上限とする範囲内で、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）に対して、譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定につき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様とより一層共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役に対し、譲渡制限付株式を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）ですが、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が承認可決されますと、取締役の員数は5名（うち社外取締役0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生および第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」の承認可決を条件として、効力を生じるものといたします。

記

当社の取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、当社の取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式

の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、当社の取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数1万5千株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

（1）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役は、10年間から35年間までの間で当社取締役会が定める期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

（2）譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より2年が経過する日の前日までに当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

（3）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、譲渡制限期間の開始日より2年が経過する日まで継続して、当社の取締役および執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役および執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内

会場 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール

株主総会会場ご案内略図

